

### 施設等利用費請求書

（認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業用）

年 月 日

（宛先）和歌山市長

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。また、本給付に必要な範囲で、申請者及び申請者の世帯員の税務情報等の公簿等について関係部署に確認することに同意します。

1 施設等利用給付認定保護者

フリガナ		住所	
氏名			
生年月日	年 月 日	電話番号	

※署名又は記名押印してください。

2 認定子ども（認定子どもごとに申請してください。）

フリガナ		法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第3号
氏名		利用した施設等の名称		
生年月日	年 月 日			

3 請求内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額 (d) ※1※2※4	対象金額 (e = c + d)	月額上限額 (f) ※3	請求額 (eとfを比較して小さい方)
	施設に支払った金額 (a) ※1	利用日数	対象額 (b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入 (c)				
令和 年 月	円	日	円	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	日	円	円	円	円	円	円

※1 領収証兼提供証明書の「特定子ども・子育て支援利用料の徴収金額」を記載してください。「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書を添付してください。

※2 幼稚園に在籍する場合、「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※3 幼稚園に在籍する場合、月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。幼稚園に在籍していない場合、月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は37,000円、第3号の場合は42,000円となります。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（10円未満の端数がある場合は切捨て）

4 償還払いの振込先（該当する□にチェック（「レ」）してください。）

- (1) 前回振込先と同じ口座を指定する
- (2) 初めて請求する、または振込口座を変更する （下記ⅠまたはⅡに記入してください。）
  - (Ⅰ) 振込口座を指定する （下記に記入してください。）

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※初めて請求する場合や振込口座を変更したい場合は必ず記入し、当該口座の写しを添付してください。

2回目以降の請求で前回と同じ口座を指定する場合は、記入及び添付書類は不要です。

※認定子どもと別世帯の方名義の振込先の場合、別途委任状が必要になります。お問い合わせください。

(Ⅱ) 公金受取口座を指定する

※施設等利用給付認定保護者の公金受取口座に振り込みます。

公金受取口座を希望する場合、口座情報の記入及び添付書類は不要です。

公金受取口座の登録をしていない場合は不備となり、再提出が必要となります。

前回公金受取口座を指定した場合で、2回目以降、振込先の口座内容に変更がない場合は「(1) 前回振込先と同じ口座を指定する場合」にチェックをお願いいたします。